

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29~R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での 数値目標 (R4.3月変更)	担当課又は 関係機関
1	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ・「しおり」を窓口へ設置 ・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知	◆対象者への制度の周知 ◆町村及び福祉保健所職員の説明や対応力の向上	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ・「しおり」を窓口へ設置 ・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村等と連携した制度等の周知 ・相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村等と緊密に連携していく。 ◆町村や福祉保健所の職員の現行制度の理解を深める。 ・町村職員にさまざまな機会を通じて現行制度について説明を行っていく。									福祉保健所
2	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆児童相談所関係事業 ◆発達障害者支援センター事業費(R元.9追加)	◆療育福祉センターのホームページ等での周知	◆療育福祉センター障害相談部門以外との情報共有や中央児童相談所との連携	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等で相談に関する情報提供									障害福祉課
3	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知 ウ 「ひとり親家庭相談支援アプリ」の活用(R4.4月~)	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ・市町村等の関係機関を通じた全戸配布による相談窓口等の周知 配布部数:20,000部 配布先:34市町村他327か所 (新たに保育所、学校関係等に配付) ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載 ◆各種事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのホームページを通じた各種制度、窓口等の情報提供 ・H28年度センターホームページ閲覧数:6,174件 ◆支援制度、センターについてラジオ等の媒体を用いた広報	◆ひとり親家庭の支援制度、相談窓口の認知度向上に向けた周知の強化	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付先の拡大 ◆市町村等と連携したしおりの活用方法の充実 ・市町村等と連携し、離婚手続き時等ポイントを絞り、ひとり親家庭に必要な情報が届く体制を確立する ◆センターや制度等をPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆広報媒体の拡大 ・より幅広い世代に対して効果的に情報発信していくため、SNS等の広報媒体を活用する。	◆しおりの配付先の拡大 ◆市町村等と連携したしおりの活用方法の充実 ◆SNS等を活用した広報媒体の拡大 →幅広い層に相談窓口の情報が行き渡る環境の整備 R4~「ひとり親家庭相談支援アプリ」の広報及びアプリを利用した情報提供、配信(R4.8追加)							・ひとり親家庭に関する制度の認知度(制度を知らない人の割合:20% (ひとり親家庭等実態調査による数値))	子ども家庭課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29~R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での 数値目標 (R4.3月変更)	担当課又は 関係機関
4	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知	◆消費者行政推進事業費	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソーレ」の相談窓口の周知を、カードやチラシ等の配布、広報誌や情報誌等への掲載、ホームページからの発信等により、広く県民に周知している	◆効果的な広報手段の検討 ◆カードやチラシ等の配布への協力団体の拡大 ◆民間支援団体との更なる連携強化(H28.07) ◆ソーレの周知について、若年層や男性の参加者、利用者の増加を図ること。	◆広報・広聴課との連携による、コンビニ等と提携した県民への幅広い広報 ◆各種広報媒体(新聞、ラジオ)やホームページ、チラシ等を活用した情報発信								◆消費生活センター、女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソーレ」、高知家の女性しごと応援室の相談窓口の周知 カードやチラシ等の配布、啓発誌や情報誌への掲載、テレビやラジオの活用など、さまざまな広報手段を活用した周知、啓発を実施。	県民生活課
			イ 相談窓口の周知													
5	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	イ 相談窓口の周知	◆民生委員・児童委員活動事業	◆民生委員・児童委員が地域で住民からの相談に対応し、必要に応じ関係機関へのつなぎ等を実施している。	◆ひとり親家庭等に対する民生委員・児童委員活動の周知が不十分	◆ひとり親家庭等に民生委員・児童委員の活動を周知し、地域での身近な相談相手であることを知っていたく。								◆民生委員・児童委員活動の広報・啓発を行い、理解・周知を進める	地域福祉政策課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29～R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での 数値目標 (R4.3月変更)	担当課又は 関係機関				
6	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談 (R4.8修正)	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している相談事業の中で、ケースに応じた支援や他機関への紹介を行っている。 ◆センターへの相談件数 ・相談件数 1,029件 ・無料法律相談 28件	◆センターへの相談件数の減少 ◆相談者の個々のニーズに応じた支援ができるよう、相談体制を強化するとともに、関係機関との連携を含めた支援体制を構築していく。	◆相談者のニーズに応じ、必要な情報を提供する、他の支援機関につなげるなど相談支援体制を充実させていく。 ◆法律相談の内容を充実させる。 ◆相談者へのアンケートを行い、ニーズを把握する。 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室で定期的に連絡会を行い、支援の連携方法についてルール化を図る。 ◆弁護士による法律相談を新たに始める。 ◆ひとり親家庭相談支援アプリ(R4運用開始)を活用した情報提供、配信及びチャットによる相談対応(R4.8追加) ◆遠方の方も利用可能なオンライン相談を拡充(R4.8追加)	◆相談者へのアンケート実施 →ニーズを把握しながら、関係機関による定期的な連絡会で連携方法をルール化 ◆弁護士による法律相談の実施 ◆アプリを活用した情報提供、配信 (R4.8追加)											・ひとり親家庭等就業・自立支援センターへの相談件数:1,000件 ・ひとり親家庭相談支援アプリ(LINE)累計登録者数:2,000人 ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談利用者アンケート(来所者)における満足度:95%	子ども家庭課
7	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○県福祉保健所における相談	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ◆家庭児童相談 ◆生活保護	◆町村担当者等と連携した相談体制が取れている ◆チーム内や所内での情報交換や協議を行うことで対象者への対応方針の統一ができた。 ・母子生活支援施設の入所者の対応についてチーム内での情報共有や対応について協議を行った。 ・所内生活保護CWや子育て支援専門相談員と対象者の情報共有や適宜町村への情報提供を行った。 ◆県の開催するひとり親家庭福祉事務担当者会に参加し、所内での制度の情報共有を行った。 ◆しおり等の窓口配布	◆町村や関係機関との情報共有・連携促進 ◆所内でのスムーズな情報の共有化 ◆支援者の相談対応能力の向上 ・各支援制度に対する理解促進 ◆対象者への周知	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・制度利用の相談時には、町村、関係機関と十分な連携を図り対応する。 ・相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ・所内での事例検討の開催 ・生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相談対応能力の向上 ・職員間で制度についての勉強会を行う。	・相談の充実 ・町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・母子児童担当と生活保護担当との連携 ・各研修会への参加 ・制度の周知											福祉保健所	
8	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○教育関係機関における相談	◆SC等活用事業  ◆SSW活用事業  ◆心の教育センター教育相談事業	・生徒指導上の諸問題は依然厳しい状況にあり、子どもや保護者等が悩みを気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、課題解決まで寄り添った支援が求められている。 ・SC等を各学校に派遣し、さまざまなことに起因する課題への多角的な支援の充実を図るとともにSC等による教職員への校内研修を通して教職員の対応力を向上させる。 ・社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家であるSSWを市町村や県立学校に配置し、実態に応じた効果的な支援を行う。	・相談活動以外のSC等の効果的活用方法やSSWと福祉機関の協働を促進させる方法を検討していく必要がある。 ・SC等及びSSWの配置拡充を推進するための人材の確保及び対応力の更なる向上が必要である。	◆教育相談体制のさらなる充実。 ・SC等の配置を拡充し、全公立学校(小、中、高、特支)へ配置する。 ・アウトリーチ型の配置を拡充し、11市の教育支援センターにSC等を配置する。 ・SSWの配置を拡充し、35市町村、県立学校27校に配置する。 ・特に厳しい状況にある子どもたちへの支援の充実のため、特定の市へ重点配置を継続する。	「SC等」の適正配置及び相談体制の充実												人権教育・児童生徒課
							◆あらゆる広報媒体を通して、心の教育センターのさらなる周知に努める。 ・所内の事例検討会や学校など関係機関とのさらなる連携を進め、迅速で効果的な支援の実施に努める。 ・広報チラシ・電話相談カードの早期配布(4月初旬)及び広報媒体の積極的活用による周知の徹底。	「SSW」の適正配置及び相談体制の充実												心の教育センター
								来所相談・出張教育相談・24時間電話相談・メール相談の実施 (ワンストップ&トータルな支援)												

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29～R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での 数値目標 (R4.3月変更)	担当課又は 関係機関			
9	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○市町村社会福祉協議会等における相談	◆自立相談支援事業 ◆家計相談支援事業 ◆住居確保給付金	◆自立相談支援事業 ・県実施(23町村) 16町村社協に委託 ◆自立相談支援事業 ・相談件数 1,033件 ・プラン件数 35件  ◆家計相談支援事業 ・県実施(23町村) 高知県社会福祉協議会に委託。 ◆家計相談支援事業 ・相談人数 14人 ・プラン作成人数 7人  ◆住居確保給付金 ・県実施(23町村) ◆住居確保給付金 ・実績なし	◆自立相談支援事業 ・各自立相談支援機関(16社協)における取組みに温度差がある  ◆家計相談支援事業 ・相談件数、支援件数とも低調	◆自立相談支援事業 ・各自立相談支援機関(16社協)との連携を強化していく  ◆家計相談支援事業 ・各自立相談支援機関(16社協)への積極的な事業の利用を促す	◆自立相談支援員の支援技術のスキルアップ					◆家計相談支援の充実						地域福祉政策課
10	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○その他の関係機関における相談	◆児童相談所関係事業 ◆発達障害者支援センター事業費(R元.9追加)	◆市町村職員研修会 参加者 62人 ◆講師招聘による研修会は建て替えに向けての引越し作業や、職員減(育児休業)のため、実施できず。 ◆巡回相談、フォローアップ相談への協力 14回(31件) ◆職員の専門性の育成 毎週1回判定会後に担当者会を実施し、ケースの検討、協議を行い、スーパーバイズを実施し、専門性を育成。 ◆専門的な人材の育成と専門性の向上 ・ニーズを把握しテーマを絞った形での研修の実施 ・巡回相談への相談依頼を待つのではなく、積極的に訪問等を実施していく	◆市町村、保育所等に対する療育福祉センター障害相談部門の役割分担や実施する専門的支援の内容の周知 ・職員の専門性の育成(児相業務、身更相業務、知更相業務それぞれの専門性育成必要)	◆専門的な人材の育成と専門性の向上 市町村職員研修会において療育福祉センターの実施する専門的支援の内容を、より丁寧に説明し、周知。 ◆医療や障害福祉サービスなどに関する相談調整や発達障害児・者の相談支援の実施(R元.9追加・修正)	中央児童相談所との合築にむけ、業務体制の整理。障害相談以外の相談(虐待や非行等)への対応力を身につけていく。 市町村職員研修会の充実。 関係機関との連携					中央児童相談所等関係機関と連携した相談体制の充実(R元.9追加)						障害福祉課
11	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○その他の関係機関における相談	◆消費生活センター費  ◆女性相談支援センター費(H30.8修正) ◆DV被害者支援事業費 ◆こち男女共同参画センター管理運営費	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソーレ」の相談窓口で、関係機関と連携しながら相談対応を行っている。  ◆消費生活センター相談件数 2,906件  ◆女性相談支援センター相談件数 1,189件  ◆ソーレの相談件数 1,650件	◆相談内容に応じ、有効な情報提供ができるよう、各相談窓口間のネットワークの形成	◆各相談窓口での取組を充実、継続していくと共に、相談内容に応じて、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等につなぐ等、関係機関と連携して相談者への対応を実施する。 ◆消費生活センター、女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター等と連携した相談体制の充実					◆高知家の女性しごと応援室、ひとり親家庭支援センター等の関係機関と連携した相談体制の充実						県民生活課  人権・男女共同参画課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29~R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での 数値目標 (R4.3月変更)	担当課又は 関係機関			
12	の1 強化 情報提供 相談体制	化② 相談機能の充実・強化	イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆母子父子自立支援員など関係職員への研修会の実施や研修会への参加 ・ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(5/27) ・四国ブロック母子父子自立支援員研修会の開催(10/28) ・全国母子父子自立支援員研修会への参加(9/29-30)	◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携	◆母子父子自立支援員等の相談関係者が、個々の状況に応じた対応が適切にできるよう、国等が行う各種研修会への参加やひとり親家庭の自立支援に必要な知識の習得に関する研修の実施	◆母子父子自立支援員など関係職員への研修の実施									子ども家庭課		
13	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	ア ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ○ 就業情報の提供、就業のあっせん ○ 移動相談の実施 ○ 無料職業紹介事業の充実 (R4.8修正)	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業情報の提供、就業のあっせん、移動相談等の支援を行っている。 ・就業者数：68人 (H27:60人) ・移動相談：21回  ◆無料職業紹介事業 ・求人登録件数：845件 (H27:545件)	◆転職希望者が多く、条件に合う求人が見つからず転職にたがりにくい	◆就業のミスマッチ解消に向け、ひとり親家庭のニーズを踏まえたきめ細かな支援が行えるよう、関係機関との間で連携体制を確立していく ・ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的に連絡会を開催し、情報共有、課題の分析を行いながら、連携体制の強化を進める ◆遠方で来所相談が難しいひとり親家庭への支援強化 →移動相談の拡充(R4.8修正) ◆「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用した就業に関する支援機関や支援制度等の情報提供(R4.8追加)	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的連絡会を開催し、情報共有、課題の分析等を行い、連携体制を確立していく。 ◆ひとり親家庭相談支援アプリ(R4運用開始)を活用した情報提供(R4.8追加)										・ひとり親家庭支援センターにおける就職率:60.0% ・ひとり親家庭支援センターと女性しごと応援室が連携した職業紹介実施率:70.0%	子ども家庭課
14	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援	◆高知県女性就労支援事業	◆全体的な就職率等は向上しており、ひとり親家庭等就業・自立支援センターとも連携しながら就労支援を行っている。 ・新規相談者数427人(累計1,107人) ・相談件数 1,238件(累計3,108件) ・就職者数 165人(累計 347人)  ◆高知家の女性しごと応援室によるきめ細やかな就労支援	◆求職者、企業ともに応援室の認知度が高い ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとのさらなる連携強化	◆応援室のさらなる周知 ◆労働局や経済団体等と連携した効果的な周知 ◆双方の業務内容や支援内容の理解 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとの連絡会の実施	◆ハローワークとの連携、県内ハローワークで出張相談会の開催  ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとの連絡会の実施										◆高知家の女性しごと応援室による就職率(3ヶ月以内の就職希望):65% (～R元)  ◆高知家の女性しごと応援室における就職者数:※800人(R2～R5年度累計)  ※高知県子ども・子育て支援事業支援計画の目標値(R6)	人権・男女共同参画課
15	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	ウ 生活困窮者自立支援制度による就業支援	◆被保護者就労支援事業 ◆就労準備支援事業 ◆就労訓練事業所支援事業	◆被保護者就労支援事業 ・県実施(23町村) 直営にて実施  ◆就労準備支援事業 ・相談人数 18人 ・プラン作成人数 7人  ◆就労訓練事業所支援事業 ・県実施(23町村) 高知県社会福祉協議会に委託。  ・認定事業所数 3件	◆直ちに就労することが困難な生活困窮者への自立支援策である、就労訓練事業(中間的就労)の受け皿となる事業所が十分に確保できていないことに加えて、自立相談支援員の就労支援に関するノウハウも不十分	◆平日や週3日といった柔軟な働き方ができる就労訓練を活用した就労支援を実施。そのために、認定就労訓練事業所の新たな開拓を実施。 ◆認定就労訓練事業所の新規開拓 ◆各自立相談支援機関(16社協)を訪問し、認定就労訓練事業所の申請について働きかけを実施	◆認定就労訓練事業を通じた就労実績を弾みに就労訓練事業所認定の促進  ◆生活保護就労支援員、ハローワーク等就労支援関係機関との連携強化及び自立相談支援員の就労支援ノウハウの獲得  ◆自立相談支援事業を通じて、認定就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用した就労の実現											地域福祉政策課
				◆被保護者就労支援事業(R3.11追記)	◆被保護者就労支援事業 ・県実施(23町村) 直営にて実施	中山間地域を含む郡部に属しており、事業所等の資源が乏しく新規雇用求人が少ないうえ、公共交通機関が脆弱であり、通勤が困難であることから求職活動を行っても雇用につく案件が少ない。	就労支援員とケースワーカーが連携して、家庭訪問やハローワーク同行訪問等の就労支援を実施する。	◆ハローワーク等就労支援関係機関等の連携強化及び就労支援ノウハウの獲得									福祉指導課		

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29~R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での 数値目標 (R4.3月変更)	担当課又は 関係機関		
16	2 就業 支援 の 強化	① 就業 の ため の 支援	エ 自立支援プログラム策定による支援	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆児童扶養手当受給者の自立を支援するため、生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況など、個々のケースに応じたプログラムを策定し、就業を支援している。 ◆母子・父子自立支援プログラム策定 ・支援要請者:1人(前年度から継続) ・就職決定者数:1人	◆支援要請者、就職決定者数の減 ・支援要請者 H27:3人 ⇒ H28:1人 ・就職決定者数 H27:2人 ⇒ H28:1人	◆ハローワーク等の関係機関との役割分担、連携 ◆個々のケースの中身を見極め、よりふさわしい支援機関につなぐ。 ◆市町村等と連携し、制度の周知を進めながら、プログラム策定により生活状況等の向上が見込まれるひとり親家庭を洗い出し、働き掛けている。	◆市町村等と連携した周知、利用者の洗い出し →ハローワーク等と連携し、プログラム策定によるひとり親家庭の安定した生活の実現					◆自立支援プログラム策定による就職者数:10人					子ども家庭課
17	2 就業 支援 の 強化	② 資格 や 技能 の 取得 への 支援	ア 資金面での支援 ○ 自立支援教育訓練給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆自立支援教育訓練給付金事業 ・利用者数1人(市分1、町村分0) ・1市実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数114人(市分109、町村分5) ・県(町村)、10市実施 ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ・貸付件数:6件 (入学準備金5、就職準備金1) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数0人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(全種類) ・貸付人数:132人(高知市81、県51) ◆各種事業の広報用リーフレットの配布 配布部数 3,050部 配布先:34市町村他29か所	◆各事業の認知度が低く、利用件数が伸び悩んでいる	◆支援を必要としているひとり親家庭への情報が確実に届く環境の整備 ◆各事業の拡充を図り、より使いやすい制度とすることによる利用件数増加 ◆リーフレットの配布先拡大 ◆自立支援教育訓練給付金事業の拡充(雇用保険制度の一般訓練給付金との併用が可能に) ◆高等職業訓練促進給付金事業の対象資格拡大(県独自で栄養士、自動車整備士、臨床工学技士を追加) ◆自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の拡大(R元.9追加) ・上限額引き上げ(R4.8追加) ◆高等職業訓練促進給付金事業の拡充(支給期間・支給金額の加算)(R元.9追加) ・対象資格拡大(IT関係)、修業期間(1年以上→6月以上)や修業形態(オンライン学習)の緩和(R4.8追加)	◆リーフレットの配布先拡大 ◆各事業の拡充、対象者拡大を図り、利用件数の増加につなげる					◆自立支援教育訓練給付金事業利用者数:25人 ◆高等職業訓練促進給付金等事業利用者数:75人 ◆高等職業訓練促進給付金事業による資格取得者数:30人 ◆高等職業訓練促進給付金事業による正規雇用者数:25人 ◆母子父子寡婦福祉資金利用者数(技能習得資金・生活資金):10人					子ども家庭課
18	2 就業 支援 の 強化	支② 資格 や 技能 の 取得 への 支援	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ ひとり親家庭等就業+自立支援センターによる支援 (R4.8修正)	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業+自立支援センターによる就業支援講座等の実施 ・パソコン講座 ・2回 受講者:計3人 ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆受講者数が伸び悩んでいる。	◆受講者のニーズに沿った講座の開催 ・センターの来所者に対してアンケートを行い、その内容を踏まえて講座の内容を検討、実施していく。 ◆講座の回数の拡充	◆受講者のニーズの把握、開催回数の拡充 →より就業に結び付きやすい講座を実施					子ども家庭課					
19	2 就業 支援 の 強化	② 資格 や 技能 の 取得 への 支援	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ 公共職業訓練	◆委託訓練事業	◆有効求人倍率は1.16倍と緩やかに改善してきているものの、職種別の求人倍率にはバラツキがある。 ◆民間の教育訓練機関に委託した公共職業訓練の実施 ・全体 訓練受講者 563人 就職者 470人 就職率 83.5% ・母子家庭の母等枠 受講者 8人 就職者 8人 就職率 100%	さらなる就職状況の向上	・引き続き公共職業訓練を実施するとともに、巡回就職支援指導員による就職支援を実施する。 ・求職者職業委託訓練を実施し、パソコン/介護/宅建等の資格取得や、巡回職業支援指導員によるきめ細やかな受講生に対する面談、ハローワークの求人情報の提供等により就職率の向上に取り組む。	◆民間の教育訓練施設に委託した公共職業訓練の実施					雇用労働政策課					
20	2 就業 支援 の 強化	③ 事業 主 へ の 啓 発	ア 事業主への啓発の推進	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業+自立支援センター事業の求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行っている。 ◆事業主に対して、ひとり親を一定の条件で雇った場合に支給される助成金制度等の周知を図っている。	◆ひとり親の雇用について理解を深めながら受け入れる企業の拡大	◆ひとり親家庭の生活状況、ニーズに沿った就業機会の確保 ◆求人企業開拓に合わせた啓発活動の強化	◆求人企業開拓に合わせ、事業主に対してひとり親の雇用に係る助成金制度等を啓発					子ども家庭課					

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29~R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策(具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	担当課又は関係機関		
21	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 児童扶養手当の適正な支給 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付 ○ ひとり親家庭医療費の助成	◆ 児童扶養手当費 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ◆ ひとり親家庭医療費助成事業	◆ 児童扶養手当の支給 ・ 受給者数(H29.3): 8,026人 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付(全種類) ・ 利用人数: 132人 (高知県81、県51) ◆ ひとり親家庭医療費の助成 ・ 受給対象者数(実人員): 15,488人(児童含む)	◆ 経済的支援が必要なひとり親家庭等へ情報を確実に届ける必要がある。 ・ 母子父子寡婦福祉資金は、平成26年10月から父子家庭も対象となっているが、利用者が少ないことから、父子家庭に対する制度の周知が必要。	◆ 市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、経済的支援事業の継続実施 ◆ 児童扶養手当の支給要件等の見直し(H30.8追加) ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充(H30.8追加) ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充(R元.9追加) ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充(R2.9追加) ◆ ひとり親家庭医療費助成の拡充(R元.9追加) ◆ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給(R元.9追加) ◆ ひとり親世帯臨時・特別給付金の支給(R2.7追加) ◆ ひとり親世帯生活支援特別給付金(R4.8追加)	◆ 児童扶養手当の支給 ・ (H30.8) 全部支給に係る所得制限限度額の引き上げ ・ (H31.11) 年3回から年6回に隔月支払に変更 ◆ 修学資金、就学支度資金(母子父子寡婦福祉資金貸付金)などの貸付 ・ (H30.4) 修学資金と就学支度資金の対象に大学院を追加 ・ (R元.9) 修業資金の償還期間延長他 ・ (R2.4) 違約金利率の引下げ、修学資金の貸付対象経費拡充(生活費等)他 ◆ ひとり親家庭医療費の助成 ・ (R元.7) 未婚のひとり親についてみなし寡婦(夫)控除の適用 臨時・特別給付金の支給							子ども家庭課			
22	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 生活福祉資金貸付制度による適正な貸付	◆ 生活福祉資金貸付事業	◆ 県社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」に相談に来られたひとり親家庭等の方に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の情報提供 ◆ 生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付	◆ 経済的支援が必要なひとり親家庭等に対する支援	◆ 県社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付事業」において、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付	◆ 生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付									地域福祉政策課	
23	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 高校生等奨学給付金事業の実施 ○ 私立中学校等修学支援実証事業の実施(R3年度まで) ○ 私立学校等授業料の減免	○ 私立高等学校等就学支援金交付金 ○ 高校生等奨学給付金 ○ 私立中学校等修学支援実証事業費補助金(H29創設~R3終了)(R4.10修正) ○ 私立学校授業料減免補助金	・ 高等学校生においては、就学支援金に加えて授業料減免制度により、年収350万未満世帯においては、実質授業料は無償(減免補助率10/10) ・ 高校生等奨学給付金事業 ・ 小中学校生については、非課税世帯への授業料減免制度のみで家庭負担も必要(補助率2/3:学校、県各1/3)	・ 私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭についての更なる経済的支援	○ 私立高等学校等就学支援金事業の実施 ○ 高校生等奨学給付金事業の実施 ○ 小中学生への授業料等への経済的支援事業を新設(国庫補助金実証事業)R一年取400万円未満世帯に属する私立小中学校生について、授業料等に要する経費を補助する(10万円/年) → R3年度事業終了(R4.10修正) ○ 私立学校授業料減免補助事業の実施								・ (R2.4) 就学支援金の支給限度額を引き上げ ・ (R2.4) 授業料減免補助金の支給対象を拡充 ・ (R4.4) 実証事業の終了に伴い、授業料減免補助金の支援を拡充	私学・大学支援課		
24	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 無利子奨学金の貸与	◆ 高等学校等就学支援金事業 ◆ 高校生等奨学給付金事業 ◆ 高知県高等学校等奨学資金貸付事業	◆ 授業料の支援のための高等学校等就学支援金の支給 ◆ 高校生等が在る低所得世帯への授業料以外の教育費の支援のための奨学給付金の支給 ◆ 高知県高等学校等奨学資金貸付事業	◆ 要件を満たす対象者全員に支給・貸与するために引き続き制度の周知徹底を図る必要がある。	◆ 機会ある毎にリーフレットを配布するなどして、制度の周知徹底を行う。 ○ 高知県高等学校等就学支援金 ○ 高知県高校生等奨学給付金 ○ 高知県高等学校等奨学資金	◆ 低所得世帯への支援の実施 ・ 高知県高等学校等就学支援金事業 ・ 高知県高校生等奨学給付金事業 ・ 高知県高等学校等奨学資金貸付事業										高等学校課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29~R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での 数値目標 (R4.3月変更)	担当課又は 関係機関
25	3 経済的 支援の 充実	① 経済的 支援の 充実	イ 子どもに対する 支援 ○ 高等学校等就学 支援金等の支給	◆特別支援学校就学奨 励事業	◆特別支援学校へ在籍する児童生徒 の保護者等へ、教育関係経費を補助		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保 護者等へ、教育関係経費の補助を行う。 ◆特別支援学校等への就学のために必要な 教育関係経費について、家庭の経済状況等 に応じ、補助を行う。	◆特別支援学校等へ在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行う。							特別支援教 育課	
26	3 経済的 支援の 充実	交② 養育費 の確保 及び面 会	ア 広報・啓発活動の 実施	◆ひとり親家庭等自立 支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援セン ターにおける法律相談、養育費相談支 援センター(国設置機関)についての情 報提供を行っている。 ・各種媒体を利用したセンターの法律相 談の周知 ・養育費相談支援センターのパンフレッ ト配布	◆法律相談件数の減少 H27年度 68件 →H28年度 28件	◆情報提供の強化 ・市町村と連携し、支援を必要としているひと り親への周知の徹底を図る。 ・広報媒体の拡大を図る。	◆広報・啓発活動の実施 市町村と連携し、様々な機会を通じて、ひとり親家庭等就業-自立支援センターで実施 している法律相談、養育費相談支援センターについての情報提供を行う。							子ども家庭 課	
27	3 経済的 支援の 充実	交② 養育費 の確保 及び面 会	イ 法律相談の充実	◆ひとり親家庭等自立 支援事業	◆司法書士による専門相談を月2回実 施し、離婚、養育費等の相談に対応し ている。 ◆司法書士による専門相談 24回実施、計28件	◆相談件数の減少 H27年度 68件 →H28年度 28件	◆より専門的な相談対応ができるよう、体制 を充実させる。 ・H29年度から、弁護士による法律相談(月1 回)を新たに始める。 ・R4年度から、弁護士による法律相談を月2 回に拡充(R4.8追加)	◆法律相談の充実 ひとり親家庭等就業-自立支援センターにおいて、養育費の取り決めや履行確保等に 関する問題を解決するため、弁護士等専門家による個別相談を実施する。						・法律相談利用者数: 100人	子ども家庭 課	
28	4 日常生 活支援 の充実	① 保育・ 子育て 支援の 充実	ア 保育サービス等 の充実 ○ 保育所等優先的 利用の推進 ○ 保育サービス等 の充実 ○ 保育料の軽減	◆保育サービス促進事 業	◆保育サービス等 ・延長保育 13市町村140か所 ・休日保育 5市12か所 ・一時預かり 23市町村89か所 ・病児・病後児保育 7市町村10か所	◆保育サービスに必要な保育 士等の確保 ◆病児・病後児保育における連 携病院等の確保	◆多様な保育ニーズに対する保育サービスを 充実し、促進する。 ○保育所優先入所の促進を市町村へ働きか け ◇保育サービス等の充実のために、延長保 育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保 育の充実を市町村へ働きかけ ◆施設型のサービスに加えて訪問型等少数 ニーズに対応できる提供方法を検討する。	◆保育サービス等の充実 ・保育所優先入所の推進→ひとり親家庭の優先利用 ・延長保育・一時預かり・休日保育・病児病後児保育など保育サービス等の充実・拡大						○延長保育 14市町村140か所 ○一時預かり 26市町110か所 ○病児・病後児保育 10市町村25か所	幼保支援課	
29	4 日常生 活支援 の充実	① 保育・ 子育て 支援の 充実	イ 子育てや生活面 での支援体制の整 備 ○ 子育て短期支援 事業(トワイライト ステイ、ショート ステイ)の推進	◆高知県地域子育て支 援拠点等運営事業費補 助金及び地域子ども・子 育て支援事業費補助金	◆保護者が疾病等の場合や仕事その 他の理由により、養育することが困難な 場合に児童養護施設等で一時的に子 どもを預かる事業の実施 ◆事業実施のために必要な開始届を受 理した。 ・第二種社会福祉事業開始届済み市町 村数:26市町村 ◆事業を実施する市町村に対し、財政 的な支援を行った。 ・H28年度補助金交付:8市町、466人 日	◆委託先である児童養護施設 等の空き不足のため、保護者の 必要に応じた受け入れができて いない。	◆里親、ファミリーホームを活用した、受け入 れ先の開拓 ◆里親制度の周知 ◆事業を実施する市町村に対し、財政的な支 援を継続して行う。	里親委託の推進 ・子育て短期支援事業の受入先として未委託里親を活用 ・里親制度の周知 養護施設等への助言 ・「新しい社会的養育ビジョン」への対応						・子育て短期支援事 業 全市町村で必要に応 じて利用できる ※高知県子ども・子 育て支援事業支援計 画の目標値(R6)	子ども家庭 課	



「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29~R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策(具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	担当課又は関係機関								
30	4 日常生活支援の充実	①保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 放課後児童クラブ等の充実 ○ 放課後児童クラブの優先的利用等の推進	◇新・放課後子ども総合プラン推進事業 ◇地域学校協働活動推進事業	◇全小学校区の約94%に放課後に子どもたちが安全に過ごせる居場所である放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ◇安全で健やかな放課後の子どもの居場所づくりと学びの場充実への支援 放課後児童クラブ・子ども教室: 307カ所(実施校率93.8%) ◇学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するための学校支援地域本部事業の取組が全市町村において始まった。 ◇学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実への支援 学校支援地域本部等事業の実施: 34市町村67本部134校	◇放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村や子ども教室等によって、地域と連携した活動の内容に差がある。 ・欠食状況がみられる子どもたちに対して、子ども教室や児童クラブで食育学習等の取組を推進する。 ・施設の安全対策の周知徹底。 ・H29の実施状況調査(毎年5月1日時点で厚生労働省が調査)の結果に基づく市町村の対応を確認し支援する。 ◇学校支援地域本部等事業 ・人口減少や高齢化が進む中、学校を支援する人材の育成・確保が必要。 ・高知県版地域学校協働本部のモデル校の取組支援等を通じた学校と地域による見守りの仕組みづくりの着実な実施。	◇安全で健やかな放課後の子どもの居場所づくりと学びの場充実への支援 ◇新・放課後子ども総合プラン(子ども教室、児童クラブ)の推進 ・運営費等補助 ・運営費補助 ・施設整備費補助 ・利用料減免や開設時間延長への補助(R2.9修正) ・学びの場の充実への補助(R3.10修正) ※子ども教室 5メニュー(R4:5メニュー) ※児童クラブ 2メニュー(R4:2メニュー) ・人材育成・確保の研修会の開催 ・学び場人材バンクによる支援 ・全市町村訪問、取組状況調査により、効果・課題を検証し次年度事業へ反映 ◇地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実と高知県版地域学校協働本部への展開 ◇地域学校協働活動推進事業への支援 ・運営費等補助 ・運営費補助 ・学校地域連携推進担当指導主事(4名)による支援 ・地域学校協働本部実践ハンドブックを活用し、訪問活動により学校等への助言を実施(R2.9追加) ・人材育成・確保の研修会の開催 ・民生委員・児童委員との連携による見守り体制の強化 ・学校と地域との協議の場の確保・充実した活動内容の企画・運営等	◇安全で健やかな放課後の子どもの居場所づくりと学びの場充実への支援					◇地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実					◇高知県版地域学校協働本部への展開						
								●モデル校における	●推進校における取組	●実施校における取組														
									●設置促進計画の作成(市町村・)	●設置促進計画の更新(市町村・県)														
										●設置促進計画(市町村・県)に基づく取組展開														
31	4 日常生活支援の充実	①保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 地域子育て支援センター等の拡充	◆地域子育て推進事業	◆地域子育て支援センターの設置状況 23市町村45カ所 ◆地域子育て支援センター職員への研修 ・研修会の開催 初任者研修1回 現任者研修4回 ・地域子育て支援拠点支援員養成研修 専門研修 2回 109名認定 ◆高知県安心子育て応援事業費補助金による支援 ・子育て支援に関する独自事業への補助 ・地域での交流の場づくりへの支援(国の基準を満たさない小規模な地域子育て支援拠点施設を設置する町村への支援)など	・母子保健との連携による子育て支援に関する地域ニーズの把握・共有 ・支援体制の安定化に向けた人材の育成・確保 ・地域の実情に応じた子育て支援を継続的に取り組める仕組みづくり	◆妊娠前から子育て期までの切れ目のない総合的な支援(高知版ネウボラ)の体制づくり(量の確保) ・地域の実情に応じた地域子育て支援拠点の設置及び地域資源を活かした交流の場の確保 ・市町村訪問による現状把握と支援対象の明確化 ・子ども子育て支援交付金を活用した運営費補助 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助(R3.10修正) (質の確保) ・地域子育て支援センターの職員の確保・定着 ・施設長研修 ・子育て支援員研修 ・地域子育て支援センター現任者研修 ・妊娠前から地域での切れ目のない支援体制を確保にむけた地域子育て支援拠点の機能強化 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金を活用した取組支援(R3.10修正) ・高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー ・専門相談員による取組支援(R4.10削除)	◆地域子育て支援拠点の設置促進 平成31年度数値目標 25市町村50カ所 ※ 高知県次世代育成支援行動計画 ◆高知版ネウボラの推進 妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築 ※日本一の健康長寿県構想第3期Ver.2 ◆高知版ネウボラの推進 ・子育て支援サービスの充実による「子育てしやすい地域づくり」 ・妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築 ※日本一の健康長寿県構想第4期	◆地域子育て支援拠点の設置促進 令和6年度数値目標 25市町村1広域連合52カ所 ※ 第2期高知県子ども・子育て支援事業計画 高知県次世代育成支援行動計画(改定版) ●計画の見直し															
										●構想の見直し														

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29～R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策(具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	担当課又は関係機関					
32	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ファミリー・サポート・センターの設置の促進	◆ファミリー・サポート・センター事業	◆ファミリーサポートセンターの設置数:3か所 ◆高知版ファミリー・サポート・センター設置への支援 ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	◆ニーズが十分顕在化しておらず、市町村において事業実施に踏み切れていない ◆会員の確保が必要	◆ファミリー・サポート・センター設置を市町村へ働きかける ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けた効果的なセンターのPRと研修の実施	◆センター開設を市町村へ働きかける ◆制度の効果的なPR ◆提供会員になるための講習の広域受講を進める市町村を支援(R2.9追加)							◆ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数 R元年度時点数値目標※13市町村 ◆ファミリー・サポート・センター事業提供会員数 数値目標※1,050人 ※日本の健康長寿県構想の目標値(R5)	子育て支援課					
			イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○子どもの居場所づくりへの支援	◆子どもの居場所づくり推進事業	◆子ども食堂の設置数 7市3町・20箇所 ◆子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(2回)  ※食事の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」の取組が、多様な形で県内に広がりつつある。	○県内全域への普及・面的拡大における課題 ・立ち上げのノウハウが不足 ・場所の確保が困難 ・イニシャルコスト等の負担が大きい ○活動の充実・質的充実における課題 ・スタッフ、運営費・食材の確保が困難 ・居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげる仕組みが不十分 ・関係者同士のネットワークが不十分	◆子ども食堂の開設及び運営に関する経費の助成や手引書の作成・配布などを通じて、子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。 ・子ども食堂の開設及び運営支援業務 ・子ども食堂開設・運営手引書の作成 ・子どもの居場所開設準備講座の開催 ・子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催 ・人材及び食材支援の仕組みの検討 ・あったかふれあいセンターや高齢者福祉施設等を活用した未開設地域での開設(R元.8) ・地域の見守り機能や保護者の子育て力の向上に向けた研修の充実(R元.8) ・地域の支援機関との定期的な連絡会の開催(R元.8) ・子ども食堂シンポジウムの開催(R4.10追加)								◆高知県子ども食堂支援基金への寄附募集  ◆高知家子ども食堂登録制度への登録  ◆高知県子ども食堂支援事業費補助金による財政的支援  ◆県社協のコーディネーター等による伴走支援						
34	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○学習支援事業の実施	◆放課後等における学習支援事業	◆各小中学校では、学力定着に課題のある児童生徒には、放課後や長期休業期間を利用した補充学習を実施している。放課後等学習支援員を配置した学校では、個々の学習課題に応じたよりきめ細やかな支援が行われている。 ・H28全国学力・学習状況調査結果 放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合 小学校:51.4%(全国17.9%) 中学校:51.4%(全国15.6%) ◆放課後等学習支援員の配置状況 ・28市町村、1学校組合 ・小学校 90校191名 ・中学校 72校273名	◆中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材の確保も見込めないケースがある。(R元.9)  ◆放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。(R元.9)	◆定年退職予定者に対し、人材募集案内チラシの配布と学習支援員を募集する市町村教育委員会の情報提供を行う。 ◆放課後等補充学習が組織的・効果的に実施されるよう、学校訪問を通じて助言・情報提供を行う。 ◆訪問校の取組内容の検証・分析や、先進的な取組を行っている学校の情報収集を行い、放課後等補充学習におけるさらなる内容の充実・強化につなげる。(H30.8) ◆コミュニティ・スクールや地域学校協働本部、放課後子ども教室等の「学びの場」など、他の学習支援の取組と連携を図っていく。(R2.9追加) ◆全ての学習支援員が授業から放課後までの支援が行えるように要件を改正する。(R2.9追加) ◆「学習支援プラットフォーム」に掲載している単元テスト等のデジタル教材の活用を促進する。(R4.10修正)	◆放課後等学習支援員の配置拡充													小中学校課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)(H29～R5年度)

参考資料2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	課題	これからの対策 (具体的な取組内容)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	第三次計画での 数値目標 (R4.3月変更)	担当課又は 関係機関				
35	4 日常生活 支援の 充実	① 保育・ 子育て 支援の 充実	イ 子育てや生活面 での支援体制の整備 備 ○ 学習支援員事業 の実施	学習支援員事業	・義務教育段階の学習内容が十分に定着しないまま入学し、高等学校の授業についていけない生徒が一定数おり、個々の生徒の実態に応じたきめ細やかな指導の充実が求められている。 ・放課後や長期休業中の補力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導補助などを担う学習支援員の配置を拡充。 ・進学に重点を置く5校を除いた32校に対し、のべ108名を配置、5,076時間を実施。	郡部校で支援員確保が難しい。教員免許を持たない支援員、免許外教科を担当する例も多く、専門の立場から十分な指導ができていたか。 活用度が高く、上限の時間の増加を望む学校が多いが、予算的に対応仕切れていない部分があった。	支援員確保のサポート 予算の増額 大学生、大学院生の活用。 教員免許を持った時間講師の効果的な活用を進める。 指導計画や指導上の留意点などを支援員と担当教員間で事前に打ち合わせを行うことで、指導の充実を図る。 放課後補習等におけるデジタル教材の効果的な活用についての検討(R4.12追加)	◆学力向上推進事業の実施 ・学力定着把握検査の実施による現状把握と学力向上に向けた取組(R4.12修正) ・高等学校つなぎ教材の配付・活用(R5以降はつなぎ教材のデジタルデータを活用)(R4.12修正) ・学習支援員事業による個別の学習支援(R4.12修正) ・個々に応じた確かな学力の育成(R4.12修正) ・教科会・校内研修の充実											高等学校課	
36	4 日常生活 支援の 充実	① 保育・ 子育て 支援の 充実	イ 子育てや生活面 での支援体制の整備 備 ○ 母子生活支援施設 の支援機能の 充実		◆母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 ・様々な理由により母子生活支援施設への入所を希望する母子世帯への入所を支援 ・母子支援員による相談専門機関への紹介 ・心理専門職員(外部相談員を含む)による心理面への支援 ・関係機関との連携・情報共有 安芸和光寮・ちぐさの入所世帯数・入所者数:2施設31世帯82人(H29.3末)	◆DV入所の増加により子どもも含めた心理面でのケア(発達障害含む)が求められていることへの対応 ◆市町村等関係機関と母子生活支援施設の連携・情報共有 ◆退所者への継続的支援	◆関係機関との連携、自立に向けての支援の充実 ・要保護者の早期発見 ・自立に向けての行政との密な情報交換 ・DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する心理士による心理療法の実施及び個別担当職員による生活場面での支援強化 ・月一回以上のケース診断会議の実施 ◆職員のスキルアップ ・県内外への相談員研修の積極的参加 ・スーパーバイザーから専門性や資質向上の取り組み	◆関係機関との連携、自立に向けての支援の充実												子ども家庭課
37	4 日常生活 支援の 充実	援② 住宅 確保の ための 支	ア 住居を確保するための取組 ○ 公営住宅への入居について優遇措置の実施 ○ 民間賃貸住宅への入居支援	◆県営住宅管理	◆住居を確保するための取り組みの実施 ・公営住宅への入居について優遇措置を実施 ◆「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例」の改正を行い、平成21年度から募集する空室の抽選の際、ひとり親家庭等の入居当選確率を高める新たな優遇措置を実施することとした。	◆県営住宅をはじめとする公営住宅は、公営住宅法により住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、入居にあたっては、原則として公募によることとされている。このため、すべての該当世帯の入居希望にこたえることができない。	◆ひとり親家庭の住宅確保のための支援として、県営住宅への入居者選考において、当選確率の高くなる優遇措置を講じていく。	◆優遇措置の実施効果の検証 検証に伴う見直し											住宅課	
38	4 日常生活 支援の 充実	援② 住宅 確保の ための 支	ア 住居を確保するための取組 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)	◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付(全種類) ・貸付人数:133人 (高知市81、県51) (住宅資金、転宅資金の貸付実績なし)	◆経済的支援が必要なひとり親家庭等へ情報を確実に届ける必要がある。 ・母子父子寡婦福祉資金は、平成26年10月から父子家庭も対象となっているが、利用者が少ないことから、父子家庭に対する制度の周知が必要。	◆市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、経済的支援事業の継続実施	◆住宅資金、転宅資金(母子父子寡婦福祉資金貸付金)の貸付											子ども家庭課	